第十三条の三第八項第二号に次のように加える。

ホ　国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で、当該譲渡に係る土地等が当該譲渡をした時において地すべり防止区域等内にあるものでないことを明らかにする書類

第十三条の三第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第二十条の二第二十項第四号」を「第二十条の二第十三項第二号ハ」を「第二十条の二第十一項第二号ハ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「認定買受計画」を「認定除却等計画又は前項に規定する計画」に改め、同項第一号中「決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地」を「除却した後の土地又は売却敷地」に、「除却後の土地」を「除却後の土地等」に改め、同項第二号及び第三号中「除却後の土地」を「除却後の土地等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法第三十一条の二第二項第十一号に規定する財務省令で定める計画は、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号）第五十八条第一項第六号若しくは第七号又は第二項第六号若しくは第七号に規定する計画とする。

第十三条の五第三項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第十四条第五項第三号イ中「同項第一号」の下に「又は第三号」を加え、同項第五号の四中「第十四条第一項」の下に「（同法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公示又は同法第三十六条の二第一項」を加え、同項第五号の七イ中「第百十一条」を「第百十一条第三項」に、「同項」を「同法第七十九条第三項」に改め、同号ハ中「第百十一条」を「第百十一条第三項」に、「第百十八条の二十五の三第三項」を「第百十八条の二十五の二第三項」に改め、同項第五号の八中「による防災街区整備事業」を「（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業」に改める。

第十七条の二第一項第九号中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改め、同項第二十五号中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第五号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二条第一項第十号」に改め、同項第二十六号中「マンション敷地売却事業」の下に「又はマンション除却敷地売却事業」を加え、「決議特定要除却認定マンション」を「マンション」に、「認定買受計画」を「認定除却等計画又は第十八項に規定する計画」に、「マンションに」を「新たに建築されるマンションに」に改め、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項の次に次の一項を加える。

18　法第三十四条の二第二項第二十二号の二に規定する財務省令で定める計画は、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則第五十八条第一項第七号又は第二項第七号に規定する計画とする。

第十八条の四第六項を次のように改める。

6　法第三十六条の二第七項において準用する法第三十三条第七項に規定する財務省令で定める書類は、取得をした買換資産に係る登記事項証明書、売買契約書の写しその他の書類で当該買換資産の取得をしたこと、当該買換資産に係る家屋の床面積（施行令第二十四条の二第三項第一号に規定する個人が居住の用に供する部分の同号イ(1)又は(2)の床面積をいう。）が五十平方メートル以上であること及び当該買換資産に係る土地の面積（施行令第二十四条の二第三項第二号に規定する土地の面積をいう。）が五百平方メートル以下であることを明らかにする書類のほか、次に掲げる書類とする。

一　当該買換資産に係る家屋が施行令第二十四条の二第三項第一号イに掲げる建築後使用されたことのない家屋（令和十年一月一日以後に当該個人の居住の用に供したもの又は供する見込みであるものに限る。）である場合においては、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で当該買換資産に係る家屋が同号イ(4)に掲げる家屋に該当するもの以外のものであることを明らかにする書類

二　当該買換資産に係る家屋が施行令第二十四条の二第三項第一号イに掲げる建築後使用されたことのない家屋（令和六年一月一日以後に当該個人の居住の用に供したもの又は供する見込みであるものに限る。）である場合においては、当該買換資産に係る家屋が第十八条の二十一第八項第一号チに規定する法第四十一条第二十四項に規定する特定居住用家屋に該当するもの以外のものであることを明らかにする書類

三　当該買換資産に係る家屋が施行令第二十四条の二第三項第一号ロ又はハに掲げる建築後使用されたことのある家屋である場合においては、当該買換資産に係る家屋がその取得の日以前二十五年以内に建築されたものであることを明らかにする書類若しくはその写し又は第二項に規定する書類

四　当該取得をした者が当該買換資産を施行令第二十四条の二第十項に規定する日までに居住の用に供していない場合においては、その旨及びその居住の用に供する予定年月日その他の事項を記載した書類

第十八条の五第四項第一号ハを削り、同項第二号中「若しくは地方防衛局長（当該買換資産の所在地が東海防衛支局の管轄区域内である場合には、東海防衛支局長）」を削り、「イからハまで」を「イ又はロ」に改め、同項第三号イ中「次号イ」を「次号イ(1)」に改め、同号ロ中「次号ロ」を「次号イ(2)」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　表の第二号の下欄に掲げる資産　次に掲げる書類

イ　当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業（都市再開発法による市街地再開発事業をいう。）の施行地域内である旨を証する書類（当該買換資産の所在地が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（ロ(1)において「指定都市」という。）の区域内であり、かつ、当該市街地再開発事業（都市再開発法による第一種市街地再開発事業に限る。）の施行者が都市再開発法第七条の十五第二項に規定する個人施行者、同法第八条第一項に規定する組合又は同法第五十条の二第三項に規定する再開発会社である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業の施行地域内である旨を証する書類）及び次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(1)　当該買換資産の所在地が三鷹市等の区域内の既成市街地等内である場合　当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が既成市街地等内である旨を証する書類

(2)　当該買換資産の所在地が人口集中地区の区域内である場合　総務大臣の当該買換資産の所在地が人口集中地区の区域内である旨を証する書類

ロ　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、次に定めるいずれかの書類）

(1)　当該買換資産の所在地が表の第二号の下欄のイに掲げる区域内である場合　次に掲げるいずれかの書類（当該買換資産の所在地が同欄のイに規定する大都市の区域内である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事（当該買換資産の所在地が指定都市の区域内である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する市長。(i)及び(ii)において同じ。）の当該買換資産の所在地が当該大都市の区域に係る同欄のイに規定する地区の区域内である旨を証する書類を含む。）

(i)　当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地が表の第二号の下欄のイ(1)に掲げる防災再開発促進地区の区域内である旨を証する書類

(ii)　当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地が表の第二号の下欄のイ(2)に掲げる特定都市再生緊急整備地域内の区域内である旨を証する書類

(iii)　当該買換資産の所在地を管轄する市町村長（当該買換資産の所在地が特別区の区域内である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する特別区の区長。(2)において同じ。）の当該買換資産の所在地が表の第二号の下欄のイ(3)に掲げる都市機能誘導区域内である旨を証する書類

(2)　当該買換資産の所在地が表の第二号の下欄のロに掲げる被災市街地復興推進地域内の区域内である場合　当該買換資産の所在地を管轄する市町村長の当該買換資産の所在地が同欄のロに掲げる被災市街地復興推進地域内の区域内である旨を証する書類